

平成 22 年 1 月 28 日
株式会社 山梨中央銀行

金融商品仲介業務取扱の拡大について

株式会社山梨中央銀行（頭取 芦澤 敏久）では、お客様の資産運用やワンストップショッピングのニーズにお応えするため、平成 17 年 4 月から、本部の専門スタッフにより「金融商品仲介業務」を開始いたしました。

今般、お客様のさらなる利便性の向上を図るため、下記のとおり取扱店を拡大いたします。

金融商品仲介業務...証券会社の委託を受け、お客様の証券取引口座開設のお申込みや有価証券の売買注文等を証券会社に取り次ぎ、お客様と証券会社の間で証券取引を成立させる業務です。

記

1. 取扱店の追加

本店営業部、柳町支店、貢川支店、竜王支店、日下部支店、小笠原支店、韮崎支店、吉田支店、大月支店（以上 9 か店）

2. 追加取扱店による営業開始日

平成 22 年 2 月 1 日（月）

3. 提携証券会社

野村證券株式会社

4. 追加取扱店による取扱業務

（1）提携証券会社への証券口座開設のお取次ぎ

（2）「外貨建て債券」、「外貨 M M F」のお取扱い

株式等については、提携証券会社のインターネット、コールセンター取引を通じてお取引いただけます。

当行では、今後もお客様の利便性の向上を図るとともに、資産運用に関する幅広いニーズにきめ細かくお応えしてまいります。

< 「金融商品仲介業務」に関する留意事項 >

- ・ご契約に際しては、「契約締結前交付書面」、「目論見書」、「商品パンフレット」等をよくお読みください。
- ・「金融商品仲介業務」で取扱う商品は、預金ではありません。したがって、預金保険の対象とはなりません。また、クーリングオフの対象ではありません。
- ・「金融商品仲介業務」で取扱う商品は、価格下落や発行者の信用状況の悪化等により、元本欠損を生じるおそれがあります。また、お客さまに所定の手数料や諸経費をご負担いただく場合があります。

株式会社 山梨中央銀行
登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号
加入協会 日本証券業協会